

ようご かいせつ
用語の解説

こうせい 構成 ようそ 要素	ようご 用語	かいせつ 解説
	ユニセフ	こくさいれんごうじどうききん 国際連合児童基金といい、せかいじゅう 世界中の子どもたちのために活動する国際 れんごう 連合の中の一つの機関
	ループリック評価	ひょうか 評価を表の形で明確に示したもので、めいかく 明確に点数化できない事柄 で、使用されることが多い評価方法 なるべき姿としての「子どもにやさしいまち」のチェック項目を成果 として、子どもにやさしいまちづくり事業（C F C I事業）の内容を きじゆつ 記述する仕組み
こうせい 構成 ようそ 要素 2	子どもの権利条約	せかいじゅう 世界中のすべての子どもたちが持っている“権利”について定めた じょうやく 条約。12条は自由に自分の意見を表明する権利について書いてあ る
	こども基本法	こどもや若者が自分らしく幸せに成長でき、暮らせる社会を 目指して、こどもや若者に関する取組を進めていく上で基本になるこ とを決めた法律
	富谷市こども計画	こども施策を総合的かつ強力に推進し、「子どもにやさしいまちづ くり」を進めるためのものとして、「子ども・子育て支援事業計画」を 含め、こどもに関する計画を一体的に策定するもの
	パブリックコメント	政策や法案等を策定する際に、一般市民や関係者から意見を募集する 制度で、政策決定の透明性を高め、市民参加を促進することを目的と するもの
	子どもの権利条約の4つの 一般原則	子どもの権利条約における4つの原則 ＜4つの原則＞ ・命を守られ成長できること ・意見を表明し参加できること ・子どもにとって最もよいこと ・差別のないこと
こうせい 構成 ようそ 要素 3	総合計画	それぞれの自治体を作るもので、どのようにまちづくりをしていくか が盛り込まれた自治体のすべての計画の基本となる計画
	後期基本計画	計画の後期（後ろの時期）に、「市の将来像」を実現するために、や るべきことや、目標などを決めたもの
	子どもにやさしいまちづく り事業実践行動計画	子どもにやさしいまちづくり宣言に基づく子どもにやさしいまちづ くりの取組を実践していくための計画
こうせい 構成 ようそ 要素 4	富谷市子どもにやさしいま ちづくり推進庁内連携会議 設置要綱	子どもにやさしいまちづくりを市全体として推進していくために 定期的に開催されている会議の決まり

構成要素 5	制度的プロセス	制度として決まっている手順
	総合計画審議会	総合計画に関することを話し合う会議
	特定集団の子ども	障害・虐待・貧困家庭等の困難を抱えた子どもたち
構成要素 6	行政実績報告書	市のお金の使い方や、主な市の取組の成果をまとめたもの
	会計決算書	一会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）の市の予算に対しての収入と支出の実績をまとめたもの
構成要素 7	子ども報告書	自治体での子どもの現状を表す報告書。保育、教育、健康、遊び場等のデータや調査、出来事などを示したもの
構成要素 8	学級憲章	児童生徒の個々の権利を尊重し、一人ひとりが大切にされる学級をつくるために定めた取り決め
構成要素 9	アドボカシー	権利を守り、大切にするための活動
	エヌピーオー NPO	民間の、営利を目的としない社会的活動を行う団体
	オンブズマン	市民に代わって行政の取組を外から監視して、必要に応じて、市民の権利や利益の侵害に対する調査をするところ
	子どもコミッショナー	子どもの権利や利益が守られているか、独立した立場で監視する役割。また子どもの権利を守るために必要な法律の改善などを呼びかける人
構成要素 10	富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言の5本の柱	子どもにやさしいまちづくりをするためには、「子どもの権利が守られていることが大切である」と考えて、富谷市が行った宣言。以下の5つの内容について宣言している ＜富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言＞ 1. 子どもが大切に育てられ健やかに成長できるまち 2. 子どもが安心安全に暮らすことができるまち 3. 子どもが友だちと交流し、楽しく遊び学べるまち 4. 子どもが地域社会の絆の中で役割を持ち、活き活きと参加できるまち 5. 子どもの意見を聴き、まちづくりに活かすまち